

## じっきょう

地歴・公民科  
資料  
No. 94

もくじ	
巻頭	日本社会の世界史的・構造的特質を考える ／石井 寛治……1
論説	異文化理解のために ——イスラムと西欧の30年—— ESDと新カリキュラム ／内藤 正典……9 ／奈須 正裕……14
特集	新教育課程にむけて 教科書執筆にあたって……18 日本史探究／平 雅行 精選日本史探究／大串 潤児 世界史探究／木畑 洋一 詳述倫理／矢内 光一 詳述政治・経済／森 裕之 最新政治・経済／高橋 朝子
図書紹介	……24

## 巻頭

## 日本社会の世界史的・構造的特質を考える

東京大学 名誉教授  
石井 寛治

## 1. いわゆる戦後史は何をもたらしたか

明治維新（1868年）から現在（2022年）までの1世紀半にわたる近現代の日本社会の足跡の後半をなす「戦後日本の歴史」は、未曾有の無条件降伏から始まり、二度と戦争をして内外の民衆を殺傷しないことを約束した平和憲法の下での、急速な復興と経済成長の歴史であると思われてきた。ところが右肩上がりの経済成長で先進諸国のトップグループの一つにのし上がったはずの日本経済は、1980年代後半のバブル景気を頂点に、以後急速に存在意義を失ってきた。政治外交面では、戦後日本はひたすらアメリカ追従の道を歩み、世界史上での独自の存在意義をほとんど残さなかったとしても、経済面では同じ敗戦国のドイツと並んで奇跡的な発展を誇っていた日本経済のこの凋落振りは何故起こったのであろうか。

1955年から1973年にかけての高度経済成長は、世界の先進諸国の共通現象であるが、年平均10%前後という日本の成長率は抜群の高さであった。それだけでなく、1973年の石油ショックによって終りを告げたとされる世界的な高度成長の後も、先進国中の日本のみは4%前後の安定成長を続け、1980年代にはアメリカに次ぐ「経済大国」とされるまでになったのである。この高成長期（高度成長+安定成長）には、低廉な中東石油の供給に支えられて、家電製品や自動車あるいは住宅といった耐久消費財が普及したが、先進国中の後発国日本では、高度成長期に普及したのは家電製品であって、自動車の普及は安定成長期を待たねばならなかったこと、住宅に至っては大都市の地価の上昇が放置された結果、きわめて貧弱な水準に留まったことが留意されなければならない。東京の高級住宅地では狭い敷地一杯に建てられた

住宅の車庫に高価な輸入自動車がデンと構えている風景が見られたのである。住宅ローンの支払いのために懸命に働かねばならなかった労働者が、高成長期の経済成長を根底から支えており、1980年代には「過労死」が大きな社会問題になっていた。過労死を英訳すると death by overwork だが、karoshi という英語も作られているように、欧米では働き過ぎて死亡するということは想像を絶する異常事態で当初は何と呼べばよいか困惑したという。私見によれば、キリスト教の強い欧米諸国では、安息日の教えによって7日目毎に労働を休む慣習があり、それが日曜日という休日として世界に広まったという長時間労働への歯止めの歴史があるのに対して、アジアではインドから中国さらに日本へ伝わった仏教の労働観が、後述するように、仕事に打ち込むことがそのまま仏の境地に達することになるという教えを生み出し、小農民の無制限な長時間労働への道を開いたことが重要な歴史的背景になっていた（芦川博通 2002）。高成長の過程で、労働時間の短縮という働き方改革が提起されながらも実行されずに終わったことは、日本独自の仏教的労働観が資本主義の精神と化して長時間労働への合理的な歯止めを欠いたまま暴走したことを意味している（石井寛治 2021）。

そうした問題を抱えながら高成長を持続した日本経済が、1980年代後半のバブル景気という頂点から一挙に凋落したのは、発展途上国からの追い上げとともに、1985年のニューヨークでのプラザ合意に大きな原因があった。これは東西冷戦下の軍拡で弱体化したアメリカ経済を救済しようと国際協調介入でドル安を創出するもので、その後はドルのさらなる暴落を防ぐために日本や西ドイツの中央銀行、とくに日本銀行は低金利を続けた結果、株価・地価の暴騰が生じたのであり、1990年におけるバブル崩壊は1955年からの35年にわたる長期的高成長が遂に終わったことを意味していた。このバブル景気とその崩壊は、もともとアメリカの責任であるドル暴落の防止が、日本に押し付けられた結果生じたものであり、日本銀行による金利操作が、アメリカからの強力な外圧

の結果、停止を余儀なくされたことは日本政府の対米従属性をまざまざと示すものであった。この点は対米交渉を担当した大蔵省財務官の行天豊雄が「日本銀行には気の毒ですが、〔金利引き上げへの〕転換のタイミングを完全に逸しちゃったわけです。これは決定的なミスですね。日銀内部の事情は知りませんが、米国を含めた政治的な圧力があれほど強まれば、どうしようもないという感じだった」（日経ビジネス編 2000）と証言している。このような従属的態度は、アメリカの核の傘によって日本の安全が守られ、軍事支出が軽減されてきたことが日本経済の急成長を支えてきたという日本政府の判断によるものであることは言うまでもない。

こうした対米従属の傾向は、その後、日本経済の構造改革を巡ってさらに深刻化する。1994年から、毎年アメリカ政府から日本政府に宛てて「年次改革要望書」が提出され、外資導入への「障害」を取り除くことが要求された。人材派遣の自由化、大店法の廃止、郵政公社の民営化など多様な改革が執拗に求められ、その多くは実現されている。例えば2005年の衆議院郵政民営化に関する特別委員会の席上、元財務官僚の小泉龍司委員が、「日米の間に年次改革要望書というものがございまして、毎年秋にアメリカから日本国政府にこれが渡されます。900人の中央官庁の課長さんにこれが切り分けられまして、1年後のフォローアップに向けてちょっとずつ譲っていく。だるまさんが転んだみたいな形でちょっとずつ譲っていく、数多く。気がつくと、この年次改革書の項目はほとんど実現されているわけでございます。・・・今は郵政民営化がきめ細かく、内政干渉と思われるぐらいきめ細かく、米国の要望として書かれているわけでございます」（特別委員会録 2005）とアメリカからの圧力の実態を述べている。実際には強権的な圧力というより、政府・財界・ジャーナリスト・学界の内部にいるアメリカ政府の見解の代弁者を介したソフトな形で要求が浸透したため、日本政府の対米従属は一般国民にはほとんど認識されないままに進行しているのである。

以上のように、戦後日本経済の急成長と停滞がアメリカとの密接な関係によって外部から規定される面が強かったとすると、そうした関係を方向づけた敗戦直後のいわゆる戦後改革にどのような問題が含まれていたかを改めて検討してみる必要があるように思われる。

## 2. 日本国憲法の画期的性格と問題性を巡って

戦後改革が日本の歴史において如何に画期的なものであったかは、大日本帝国憲法に代わって日本国憲法が制定されたことがもっとも良く示している。両者の違いは、日本国憲法が近代民主主義の公理である基本的人権の原理に立脚しているのに対して、大日本帝国憲法はそうした原理に立っていないところにある。福沢諭吉と並ぶ明六社のリーダー加藤弘之は、「天賦人權論」の重要性について、「蓋シ自由権ハ天賦ニシテ安寧幸福ヲ求ムルノ最要具ナレバナリ。況ンヤ人民ノ靈魂心思上ニ至リテハ君主政府固ヨリ敢テ其権ヲ施ス能ハサル者トス」（加藤弘之 1874）と、思想・良心の自由を中心とする「人権」は「天」が与えたもので政府が決して介入・制約してはならないと説明した。しかし、加藤は、間もなく自説を撤回し、「天賦人權ナルモノハ本来決シテ実存スルノ証アルニ非スシテ、全ク学者ノ妄想ヨリ生シ」たものに過ぎないと論じはじめる（加藤弘之 1882）。大日本帝国憲法は、民主主義思想の啓蒙家から後述する社会ダーウィニズム論者に転向したあとの加藤の議論に一致するものであり、「臣民」の権利は政府が法律によって容認した範囲でのみ認められるものに過ぎなかったのである。

これに対して、日本国憲法は、基本的人権の原理に基づいて、国民主権と平和国家を宣言した点で、大日本帝国憲法の限界を大きく突破する質的な新しさをもっていた。ただし、国民主権と同時に象徴天皇制という一種の君主制が規定されている点と、平和の実現方法として戦争放棄というきわめてラディカルな規定を設けている点で、基本的人権論の展開としてはアンバランスな構成で

あった。

「象徴天皇制」の規定を設けたことに関連しては、戦前の国家主権を一身に大権として集中した「神権天皇制」の昭和天皇が、戦争責任を問われることがないまま「象徴天皇制」の初代天皇に引き続き就任したことが、日本社会全体の戦争責任を極東裁判の被告に限定し、それ以外の人びとの責任を明確にするのを妨げた点で最大の問題であろう。天皇の戦争責任を巡っては、多くの研究があるので（井上清 1975、藤原彰 1978、安田浩 2011 ほか）、ここでは立入らないが、当時も昭和天皇が退位する形でみずからの戦争責任を内外に示すことが必要だという提案はあったのであり、もしも適切な時期に退位が実現していれば、日本人の歴史意識は大きく変わったように思う。

戦争放棄を定めた憲法第九条の規定については、天皇制を占領政策に利用しようと考えた日本占領連合国最高司令官のマッカーサー元帥が、連合国の反対を封じるために戦争放棄の規定を憲法に導入したとされてきたが、戦争放棄条項を一体誰が発案したかは判然としなかった。最近になって、笠原十九司（2018）が、当時の首相であった幣原喜重郎（1872-1951）が、急逝する直前に秘書役の平野三郎に語ったことの記録に基づいて、1946年1月24日に元帥を訪問した幣原首相が、戦争放棄の提案を行い、それを受けた元帥が、2月3日に民生局へ憲法三原則（天皇制維持、戦争放棄、封建制廃止）を示したことを明らかにした。同論文に引用された平野文書によれば、「好むと好まざるにかかわらず、世界は一つの世界に向かって進む外はない。来るべき戦争の終着駅は〔原子爆弾の普及により一笠原〕破滅的悲劇でしかないからである。その悲劇を救う唯一の手段は軍縮であるが、ほとんど不可能というべき軍縮を可能にする突破口は自発的戦争放棄国の出現を期待する以外ないであろう。同時にそのような戦争放棄国の出現も亦ほとんど空想に近いが、幸か不幸か、日本は今こそその役割を果たし得る位置にある。歴史の偶然はたまたま日本に世界史的任務を受け持つ機会を与えたのである。・・・この構想は天皇制を

存続すると共に第九条を実現する言わば、一石二鳥の名案である。・・〔天皇制の存続と利用をソ連などに認めさせる方法が分からなくて一石井〕マッカーサーは非常に困った立場にいたが、僕の案は元帥の立場を打開するものだから、渡りに舟というか、話ほうまく行った訳だ」と述べている。この提案が幣原に相応しいのは、1920年代の世界的な軍縮ムードに危機感を募らせた関東軍が満洲事変を執行し、軍縮を挫折させたときの外相がほかならぬ幣原であったことから窺えよう（石井寛治 2012）。

問題は、幣原首相の世界史的視野に立った戦争放棄の積極的提案が、平和憲法として実現したとき、その規定のもつ人類史の将来展望を具体化するための方策を日本政府と民衆が如何に模索したかであろう。憲法案が国会に提出されたさいの審議は簡単であり、戦争放棄に対する国民の反応は歓迎が圧倒的だった。それは、もう戦争はこりごりだという気分のためであり、占領下において軍備の撤廃は進行中の既成事実だったためであったと言えよう（小熊英二 2002）。そうした中で注目されるのが、1946年8月の帝国議会貴族院本会議において、国際連合が軍事侵略への対処を検討中であることに触れた南原繁議員が、「吉田茂首相は憲法草案が自衛権も放棄するとしているが、国連軍が侵略に対する軍事介入をする迄の間に加盟国が自衛権を行使することを国連憲章が認めているだけでなく、日本が国連に加入する場合には軍事面での貢献が求められることが予想されるが、そうした課題にどう対処するのか」と質問し、高柳賢三議員も、「国連が加盟国から委譲された『世界警察力』を行使するという世界連邦の方向に国連を強化する外交を日本は目指すのか」と質問したが、吉田首相はほとんど答えなかったことである。加藤典洋（2015）は、憲法制定時のそれらの議論を活かして積極的な「国連中心主義」の外交を展開し、日本国憲法の戦争放棄への道筋を全世界に拡大することにこそ、日本の自主外交の方向があると主張している。傾聴すべき主張であろう。

### 3. 明治維新変革からアジア太平洋戦争への屈折

敗戦と占領下の日本人が当初は茫然自失の状態に陥り、国際連合を強化して世界連邦に近づける積極的外交を行う気力も能力もなかったことは、1931年の満洲事変に始まる長期戦を開戦理由も戦闘経過も知らされずにひたすら戦った挙句、無条件降伏に突き落とされたのであったから無理もなかろう。1931年9月19日朝6時30分のラジオ臨時ニュースと同日の新聞号外で「支那軍満鉄を爆破」という関東軍の発表をまる飲みしたメディアの宣伝に騙されただけでなく、1941年以降のアメリカ軍相手の戦闘については大本営発表の虚偽の「大戦果」発表を信じ込まされてきた日本国民にとって、敗戦はまさに晴天の霹靂であった。満洲事変の切っ掛けとなった柳条湖事件は、今日では周知のように関東軍参謀の石原莞爾中佐（1886～1949）と板垣征四郎大佐（1885～1948）が計画した満鉄爆破工作であったが、事件の真相は極東軍事裁判でも全く明らかにされず、1956年に首謀者の一人花谷正少佐の回想が発表された時に初めて確認された（石井寛治 2002）。

どうして日本国民は、関東軍や大本営の発表によって簡単に騙され続けたのか。そこには明治維新以来の国民と政府との対立関係が解消する動きがあったはずである。自由民権運動に対応しつつ大日本帝国憲法が成立したが、地方住民の多くは中央政府を軽んじて信頼していなかった。そうした関係が変わった契機は日清戦争であった。1882年に群馬県に生まれたジャーナリスト生方敏郎は、「憲法発布前は勿論、その後両三年位までも、私の地方民は明治政府に心から服従してはいなかった。・・〔日清戦争〕の時まで、私たちが見た物聞いた物で、支那に敵意を持つか支那を軽んじたものは、ただの一つもなく、支那は東洋の一大帝国として見られていた。・・難攻不落という評判であった。・・平壤の陥落した捷報を得た時くらい人びとの悦んだ時はなかろう。仕事をしていた男は仕事を止めて悦んだ。掃除していた女は箒を投げ

出して悦んだ。子供は絶叫した。女や老人は涙をこぼした」(生方敏郎 1926)と回顧している。地方住民までが明治政府との一体感をもつようになった画期は日清戦争であり、それ以降中国人への尊敬が失われ軽蔑心が芽生えてきたという。

日清戦争は、日本が獲得した賠償金を活用して経済大国になるか、それとも軍事大国の道に進むかの分岐点となった。伊藤博文首相は、日清戦後経営のなかの軍拡費を1億8000万円に抑えようとする松方正義蔵相を辞任に追い込み、陸海軍の意向に沿った2億7700万円の軍拡費を計上し、実行案では3億1324万円を軍拡に投入した結果、日本帝国は「満洲」・朝鮮の支配を巡るロシア帝国との軍事対決に国運を賭けることとなった。そして日露戦争に辛勝した日本は、朝鮮の植民地化と「満洲」のロシア利権の継承により、大規模な帝国圏を支配し、1915年には獲得した満蒙利権の半永久化を図る「新条約」によって中国との対立を決定的なものとした。幕末の欧米からの独立を目指して統一国家を結成した日本は、こうして近隣諸国の独立を真っ向から抑圧する方向へと舵を切ったのである。満蒙の地下資源を狙う関東軍の計画は、石原莞爾の手によって世界最終戦争の構想のもとに位置づけられ、満洲事変への道が構想されていった。

ドイツ留学の際に世界の戦争史を研究した石原は、日蓮の教えから「世界最終戦」の必然性を信ずるようになり、それは東洋世界を代表する日本と西洋世界の覇者アメリカとの決戦となるが、そこでの勝利は満蒙の地下資源を用いて重工業を確立し、世界一周のできる飛行機を発明してアメリカ本土を爆撃することによって得られると主張した。経済的に考えれば辺境農村に新鋭耐久消費財を生産する工業都市を建設しようという夢のような話に過ぎないが、この石原の空想がもとになってすべての日本人が満洲事変へ引きずり込まれたのだから、石原構想の内容はともかくその効果は絶大であり、馬鹿にしてはならない。実は、こうした夢のような計画を、ドイツのヒトラーもまた構想していた。『我が闘争』のなかで、ヒトラー

は世界強国アメリカとの決戦に勝利するためにはスラヴ民族の労働力を利用する必要があると記しており、実際に、イギリスと戦いながらもっとも拙劣な二正面作戦となる独ソ戦を執行したのである。

石原の世界最終戦という空想的な構想を日本の民衆が信じて追従した底には、石原と民衆がいずれも人類史の進歩が動物世界一般と同じような生存競争・自然淘汰・適者生存によって実現されてきたという社会ダーウィニズムを信奉していたことの影響があったように思う。『帝国主義論』の著者ホブソンによれば、19世紀末からのイギリス帝国主義のイデオロギーを支えたのは社会ダーウィニズムの差別意識であり、『ドイツ帝国』を書いたヴェーラーに言わせると、ナチズムがその頂点であった。日本においても社会ダーウィニズム(進化)論は瞬く間に広がり、「明治維新から大正年代末までの日本の西欧政治、社会思想の受容状況は、極言すれば、社会進化論の圧倒的影響下にあった」(田中浩 1995)と言われている。代表的な論客である加藤弘之の議論が粗雑で難解なため、優れた思想家ばかり取り上げる思想史研究は、社会進化論者をほとんど相手にしないが、加藤が帝国学士院院長や東京帝大総長を歴任したこともあって、その社会的影響力は無視できない拡がりをもっていた。個人間競争よりも国家間競争を重視する石原の思想は、彼が傾倒した日蓮の影響による可能性もあるが、社会進化論の影響下にある民衆意識との共通性は明らかであろう。

近代日本の場合、さらに1890年発布の教育勅語が、権力と民衆との間の緊張感を幼少の頃から解消させ、両者の一体感を強めたことが注目される。この勅語は臣民として守るべき道徳律の中心部に「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」という命令を埋め込んでいるのがポイントであるが、どのような時に如何なる奉公をすべきかは書かれていない。天皇を支える国家神道は教義のない儀礼宗教であったから、奉公の中身を決めるのは当時の政府・軍部であり、「国家機関」としての天皇は彼らにいわば白紙委

任状を渡したようなものであった。このように教育勅語は「上官の命令は天皇の命令と心得よ」と説く1882年の軍人勅諭の信奉者が大正デモクラシーの時代を昭和ファシズムの時代へと暗転させる軍部独裁を可能にする巧妙な仕掛けであった。教育勅語が如何に日本国民の内面的自立を妨げたかは、戦後改革のさいに田中耕太郎をはじめとする最高の知識人ですらほとんどの者がこの勅語の廃棄に反対したことによって知ることができる(吉馴明子ほか編2017)。

#### 4. 帝国憲法が議会の合法的支配と天皇の伝統的支配を組合わせた理由

それでは、薩長藩閥政府は、帝国憲法体制を作り上げる際に、議会制だけでなく何故軍部独裁の手段となるような天皇制を頂点に頂く複合的政治システムを採用したのであろうか。それは江戸幕府を打倒する戊辰戦争において、薩長討幕軍は武力では幕府軍を圧倒しながら、自らの支配の正統性を明らかにすることが出来なかったためであった。国家権力を武力によって掌握することと、長期的に支配権を行使することは同じではない。中近世の日本では東アジアとしては例外的に武士階級が成長して権力を掌握するかに見えたが、彼らは武力という実力に頼るだけで、長期的支配の正統性を自ら証明することはできず、源頼朝、足利尊氏、徳川家康は、何れも武士の棟梁としての征夷大將軍という役職を朝廷から与えられて初めて幕府権力を安定化できたのであった。古代天皇制と異なり、政治権力としての実力を武士階級に奪われながらも、朝廷は政治的権威の源としての地位を保ち続けたのであり、幕府の長期的支配にとって不可欠の存在であった。とりわけ近世武士が領地の農村から城下町へ集中し、農業生産の指導性を失ってからは、年貢収取の正しさを説明する必要が高まり、朝廷の権威に頼るようになった。

では、朝廷は何故そうした政治的権威として尊重されたのであろうか。東洋世界の中心であった中国史の場合を見ると、皇帝の権威の根源は「天命」を受けて民衆に「仁政」を施す「徳治国家」

を実現していることであり、皇帝がその使命を全うしていないと民衆が判断すれば、彼らは皇帝を打倒する権利を認められていた。孔子の儒教が秩序の維持に重きを置いたとすれば、孟子の儒教は革命の権利を民衆に認める役割を果たしていたのである。儒教による政治体制が東洋における古典古代としての基準的位置を占め、後の歴史に大きな影響を与えたのは、国家権力の正統性の根拠が「天命」という言葉に読み替えられた「民衆」の意思に求められる点にあったからであり、その意味で西洋のギリシャ・ローマ帝国が「民衆」の意思による「法治国家」の形成を目指していたのと対比できる歴史上の基準的位置を占めたと言えよう。ところが、日本の天皇が武士階級の民衆支配を正当化する最高の権威を維持したのは、儒教のいう「仁政」を実行したか否かには関係がなく、神の末裔で万世一系だからだと説明された。言い換えれば「国そのものは是非善悪を問わない」ものへと「無害化」された儒教が体制の正統的的教学として利用されたのであり、松浦氏によれば、こうした独特の「くに」の捉え方は日本人の国家観の特徴として今日でも生きていると言う(松浦玲1974)。

経済史研究の進展により、日本経済が成長軌道に乗ったのは、通説のような近世初頭の太閤検地からでなく室町幕府の支配する中世後期のことだと主張されるようになった(斎藤修・高島正憲2017)。しかし、それを推進した主体のエートスが何であり、経済余剰の生産拡大への投入を可能にした客観的条件が何であるかは明らかでない。私見によれば、浄土真宗などの鎌倉新仏教がインド・中国の仏教に希薄だった救済における勤労倫理の重要性を民衆に説いたことと、浄土真宗の親鸞たちが巨大寺院の建立や仏像の彫刻への民衆の経済余剰の投入を抑制したことが経済の発展軌道を準備したのではないかと思われるが、その点の実証はすべて今後の課題である(石井寛治2019)。何れにせよ、そうした経済発展が兵農分離に立脚した独自の封建制を生み出した結果、武士階級による政治支配の正統性を説明する手段としての朝

廷の権威への依存度が幕末にかけて次第に高まって行き、近代天皇制の登場を内部から準備したことが留意されなければなるまい。

## 5. 東西世界における古典古代社会の意義と普遍的価値の追求

以上のように、現代日本社会の特質から発して政治経済の歴史を遡って行くと、われわれは古代日本の国家と社会にまで辿り着くことになった。世界史の拡がりにまで視野を広げると、古典古代社会の成立する中で辺境に位置する古代日本はどのような状況にあったかが問題となろう。人類が動物世界一般から区別されるのは、道具を用いて食糧生産を開始した農業革命によってであると言われてきたが、そのために形成された共同体は血縁に基づく共同体（かつてアジア的共同体と呼ばれた共同体）であって、その限りでは動物たちがそれぞれ集まって作る群れと同質であることが無視されてはならない。生きるためにはどこかの血縁共同体に所属しなければならない個々のメンバーにとっては、共同体とその首長こそが最高の価値であり、そのためには命を捧げることも厭わなかったであろう。古典古代社会になると、鉄製農具の普及によって血縁共同体が解体するとともに、血縁に基づく社会的結合に対する古代哲学や世界宗教からの厳しい批判がなされ、真に人間的な社会と国家が形成され始めたのである。

歴史学が「古典古代」(antik)を「古代」(alt)一般と区別するのは、その後の歴史展開の基準となる普遍的価値がそこに含まれていることを意味していた。ヨーロッパ中心史観では、西洋のギリシャ・ローマ社会の思想と制度が世界的な基準とされてきたが、東洋における秦漢帝国もまた基準となるような「普遍的価値」をもっていた。西洋文化におけるキリスト教ではイエスが弟子たちに対して部族や家族への埋没状態から個人として自立し、血縁関係を超えた人間同士の共生に努めるよう促した。新約聖書にあるイエスの「よきサマリヤ人」の教えが共生のあり方を良く示しているが、そこでは神への愛と隣人愛がセットとして語

られ、天上の神との垂直の関係が、隣人への愛を横に広げるとされた。それに対し、東洋文化における儒教の基本的な徳は「孝」であって家族共同体の倫理という面が強いが、家族を伴う個人の政治世界での自立性は決して弱くなく、儒教は権力者に向かって厳しい政治倫理を求めていた。その背後には、中国商人には超越的信仰がないとするウエーバーの評価と異なり、超越的な「天道」「理」に照らして商人倫理が確立していくダイナミックな動きがあり（余英時 1991）、1700年前後の中国の経済力はヨーロッパのそれに匹敵するという指摘もあるように、民衆の経済力の持続的増大が横たわっていた（ポメラント 2015）。

問題は、民衆の自由と平等に基づく幸福という「普遍的価値」を追求する際の東西の古典古代以降の方法が、それぞれ特有の偏りを持っていたため、「普遍的価値」に基づく「共生」への歴史が、「差別」に捉われた「個別的価値」中心の歴史をなかなか克服出来ず、今日においても攻撃的ナショナリズムの跋扈を許していることである。人間同士の社会的結合が一挙に世界的規模で実現することは不可能なため、近代では民族的結合を基礎にした国民国家の形成が必要となり、それが新たな民族差別を生み出すという落とし穴が多く出現したといえよう。しかし、もっとも重要な偏りとしては、西洋では法律という形式的合理性に依拠して人間行動を律しつつ、「法治国家」を通じて自由と平等を追求したことであり、それに対して、19世紀には、近代主義は自由と平等の形式のみを重んじ、それらを実質的には実現できないという社会主義運動からの批判が出された。ところが、そうした限界を突破すると称する社会主義国家は、議会制という形式的合理性を軽んじた結果、一党独裁に転落した。他方、東洋では漢帝国以降、法律という形式にこだわるよりも、儒家官僚による善政がなされる実質が大切だという「徳治国家」の伝統が形成され、「仁政」を怠った皇帝は革命の対象となることが認められた結果、「法治国家」への発展が妨げられた。現代中国は実質的合理性のみを重視する結果、共産党独裁が

続いているが、それは中華帝国の歴史の延長上に位置するといえよう。今後は、実質重視の「徳治」方式と形式偏重の「法治」方式を、それぞれの欠陥を重視した上で止揚する道を模索することが必要であろう（石井寛治 2015）。

こうした世界史の流れの中で、6世紀の古代日本では住居遺跡から多くの鉄製農具や鉄製武器が出土したことが示すように、血縁共同体を解体させて家父長的世帯共同体が自立しつつあった。7世紀にかけての律令国家の形成は、共同体の首長が崩れかけた血縁共同体の耕地所有を中央国家に吸収させ（班田収授制）、有力首長は国司などの中央官僚に転身し、中小首長は在地にとどまって郡司などの世襲官僚となったことを意味している。この在地官僚が武力をもとに在地領主に成長し、古代貴族の流れを汲む荘園領主の支配体制を下から掘り崩して行った（石井寛治 1991）。推古女帝の摂政であったとされる聖徳太子が7世紀初頭に作ったという「十七条憲法」では仏教と儒教の「普遍的価値」の吸収が試みられた。民への仁政を説き、和の精神を強調している点では儒教思想の導入が見られ、「我必ずしも聖に非ず、彼必ずしも愚に非ず、共に是れ凡夫のみ」としてエゴイズムの抑制を図った点では仏教思想の影響が大きかった。「ここではじめて、日本の国家は、・・絶対的普遍者から、統治権と統治機能の義認を仰ぐことを学んだ」（丸山真男 1998）と高く評価されている。だが、こうして形成された日本の律令体制は、これらの世界宗教を土台とする方向には進まず、中央豪族の互選から世襲へと向かう王権による統治の正統性は、天皇家という「個別的価値」の起源神話に求められるようになった。明治維新変革は、薩長討幕派が江戸幕府を軍事的に制圧する戊辰戦争のかたちで行われ、樹立すべき近代国家を巡っては、自由民権運動による「天賦人權」に立つ近代的憲法の制定の試みもあったが、制定された大日本帝国憲法は、議会制を基軸とする近代的な「法治国家」の線に徹することが出来ず、古代天皇制にも匹敵する強力な天皇大権を頂点とした複合的な権力の仕組みを打ち出した

結果、1930年代にはドイツ・イタリアと並ぶ独特のファシズム国家に転落した。こうした苦い経験の前提に、戦後改革は日本国憲法を中心とする近代的な「普遍的価値」を獲得する最大の機会となるはずであったが、政府も国民もそれまでの歴史のマイナス要因の影響を十分に見抜くことが出来なかった。しかし、世界史的視野に立ちつつ日本史を貫く権力と民衆の構造的関係の核心部分を正確に把握し、問題的構造を変革する主体を育てていけば、望ましい未来社会への道筋が必ずや開けてくるであろう。

### 〔参考文献〕

- 芦川博通『環境・福祉・経済倫理と仏教』ミネルヴァ書房、2002年  
石井寛治編『石井家の人びとー「仕事人間」を超えて』日本経済評論社、2021年  
日経ビジネス編『真説バブル』日経BP社、2000年  
『第62回国会、衆議院郵政民営化に関する特別委員会録』第5号、2005年5月31日  
加藤弘之『国体新論』谷山楼、1874年  
加藤弘之『人権新説』谷山楼、1882年  
井上清『天皇の戦争責任』現代評論社、1975年  
藤原彰『天皇制と軍隊』青木書店、1978年  
安田浩『近代天皇制国家の歴史的位置』大月書店、2011年  
笠原十九司『憲法九条は誰が発案したのか』（『世界』2018年6月）  
石井寛治『帝国主義日本の対外戦略』名古屋大学出版会、2012年  
小熊英二『＜民主＞と＜愛国＞』新曜社、2002年  
加藤典洋『戦後入門』ちくま新書、2015年  
石井寛治『情報化と国家・企業』山川出版社、2002年  
生方敏郎『明治大正見聞史』1926年、春秋社、中公文庫、1978年  
ヒトラー著、平野一郎・将積茂訳『わが闘争』角川文庫、1973年  
ホブソン著、矢内原忠雄訳『帝国主義論』岩波文庫、1952年  
ヴェーラー著、大野英二・肥前栄一訳『ドイツ帝国』未来社、1983年  
田中浩『近代政治思想史』講談社学術文庫、1995年  
吉馴明子・伊藤彌彦・石井摩耶子編『現人神から大衆天皇制へ』刀水書房、2017年  
松浦玲『日本人にとって天皇とは何であったか』勁草書房、1974年  
斎藤修・高島正憲『人口と都市化と就業構造』（岩波講座『日本経済の歴史』1、2017年）  
石井寛治〔書評〕『岩波講座『日本経済の歴史』全6巻』（『社会経済史学』85-2、2019年）  
余英時、森紀子訳『中国近世の宗教倫理と商人精神』平凡社、1991年  
ポメラント著、川北稔監訳『大分岐』名古屋大学出版会、2015年  
石井寛治『資本主義日本の歴史構造』東京大学出版会、2015年  
石井寛治『日本経済史〔第二版〕』東京大学出版会、1991年  
丸山真男『丸山真男講義録〔第四冊〕』東京大学出版会、1998年